

平成 30 年度 第 13 回

福島県環境影響評価審査会 議事概要

(平成 31 年 3 月 22 日開催)

1 会議の名称

平成30年度 第13回 福島県環境影響評価審査会

2 日 時

平成31年3月22日（金） 午後1時～午後5時

3 場 所

福島県庁 本庁舎2階 第2特別委員会室

4 議 事

5 出席者等

（1）環境影響評価審査会

伊藤絹子委員、稻森悠平委員（審査会長）、遠藤菜緒子委員、川越清樹委員、木村勝彦委員、濱田幸雄委員、山本和恵委員、由井正敏委員、井上正専門委員、須藤隆一専門委員 以上10名

（2）事務局

生活環境部次長（環境共生担当）塩見俊夫、環境共生課長 菅原加代子、主任主査國分作裕、副主査 新村博、副主査 小島央 以上5名

（3）傍聴者

一般19名、報道機関3名

6 議事内容

■開会

- (1) (仮称)阿武隈風力発電事業環境影響評価書（案）について（事業者による説明、質疑応答等）
- (2) 新ごみ焼却施設整備事業環境影響評価書(補正後)について(事業者による説明、質疑応答等)
- (3) (仮称)砂沢山太陽光発電事業環境影響評価書（補正前）について（事業者による説明、質疑応答等）
- (4) (仮称)西郷村台上地区太陽光発電事業環境影響評価準備書について（事業者による説明、質疑応答等）
- (5) (仮称)松川水原太陽光発電事業環境影響評価準備書について（事業者による説明、質疑応答等）
- (6) (仮称)相馬山上太陽光発電事業に係る第二区分事業届出書について（事業者による説明、質疑応答等）
- (7) 会津若松ウィンドファーム事業事後調査報告書について（事業者による説明、質疑応答等）
- (8) (仮称)川内鬼太郎山風力発電事業環境影響評価準備書に対する環境影響評価法第20条第1項の意見に係る答申（案）
- (9) 廃棄物焼却施設更新事業環境影響評価書（補正前）に対する福島県環境影響評価条例第22条の2第1項の意見に係る答申（案）

- (10) 渡辺最終処分場第3期計画環境影響評価準備書に対する福島県環境影響評価条例第20条第1項の意見に係る答申（案）
- (11) (仮称)玉野太陽光発電事業環境影響評価準備書に対する福島県環境影響評価条例第20条第1項の意見に係る答申（案）
- (12) (仮称)七ヶ宿長老風力発電事業環境影響評価方法書に対する環境影響評価法第10条第1項の意見に係る答申（案）
- (13) (仮称)佐原太陽光発電事業環境影響評価方法書に対する福島県環境影響評価条例第11条第1項の意見に係る答申（案）
- (14) SGET 原町南メガソーラー発電所に係る第二区分事業届出書に係る審査書（案）
- (15) トーエネック本宮太陽光発電所に係る第二区分事業届出書に係る審査書（案）
- (16) (仮称)相馬山上太陽光発電事業に係る第二区分事業届出書に係る審査書（案）
- (17) 新ごみ焼却施設整備事業環境影響評価書（補正後）に係る確認書（案）
- (18) 会津若松ウィンドファーム事業環境影響評価事後調査報告書に係る確認書（案）
- (19) その他

■議事録署名人の選出

稻森会長が木村委員、濱田委員を指名し、全会一致で了承された。

■議事

- (1) (仮称)阿武隈風力発電事業環境影響評価書（案）について（事業者による説明、質疑応答等）

事業者が同評価書（案）の概要説明、準備書に対する知事意見への対応及び事前に審査会構成員から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。その概要是次のとおりであった。

（井上専門委員）

放射線量が高い地域での事業です。私が質問した事項について説明してください。

（事業者）

質問31について。現場で発生する伐採木、汚染土壌を対象事業実施区域から搬出しない計画です。ただし、放射性物質濃度が8000ベクレル／kgを超える伐採木等については、指定廃棄物として環境省に処理の申請をする予定です。

質問32について。木くずを燃料としたバイオマス発電所の予定等もありますが、現段階では具体的には決まっていません。

質問33について。伐採木のチップ工場で発生する粉じんの飛散防止対策については、必要に応じて散水等を行い、粉じんの飛散を抑制します。

質問34について。木材チップから放射性物質が溶出しないかという懸念については、ヤード等に敷き均すチップを8000ベクレル／kg以下とする予定であり、腐食等の場合も、これまでの知見から放射性物質の大部分は地表付近に留まると考えています。

質問35について。森林内のリター層は、土壤の反転耕や天地返し等により事業地内で処理できると考えます。

質問36について。帰還困難区域等における作業では、必要に応じて「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等に準じて、防護対策を行います。また使用後の防護服等は、関係法令に基づき適正に保管、処分する予定です。

質問37について。高線量地域における伐採時の粉じん等が、低線量地域へ拡散してしまうのではないかという懸念については、必要に応じて散水等の対策により、放射性物質を含む粉じんの拡散を抑制します。

質問38について。帰還困難区域から退場する車両の汚染検査及び除染の方法については、表面検査を実施し、その結果に基づきタイヤ洗浄等を行います。また洗浄に使用した排水は、沈砂池等へ集水し、上澄みの水を放流する等の対策を実施する予定です。

(井上専門委員)

資料に記載がありますが、対象事業実施区域の最大空間線量率は13.34マイクロシーベルト／時、土壤のリター層の放射性物質濃度が68万ベクレル／kg、表層土壤が11.7万ベクレル／kgとあり、汚染が深刻な状況です。

このような地域では、厚生労働省や環境省等が策定している各種ガイドラインをしつかり遵守して事業を実施してください。また、8000ベクレル／kgを超える廃棄物については指定廃棄物として適正に処理してください。8000ベクレル／kg以下の通常の産業廃棄物の処理についても適正に処理してください。

(事業者)

福島地方環境事務所へ廃棄物の処理について協議したところ、指定廃棄物としての指定を申請すれば国で処理するとの回答がありました。ただし、処理するまでの間、適正に保管する必要があります。通常の産業廃棄物の処理については、本事業に参画している清水建設さんや大林組さんとも相談しながら、処理方法を検討したいと考えています。

(井上専門委員)

今後の事業内容を確認するためにも重要な事項になるので、関係機関との協議結果などを評価書にしっかりと記載してください。

(事業者)

承知しました。行政等のガイドラインに沿いながら天地返し等を実施して、現地の空間線量率を下げながら作業を進めていきます。

(由井委員)

事後調査の結果については、他の案件の参考にもなりますので、できるだけ速やかに報告してください。

(事業者)

承知しました。

(稻森委員)

本事業は、帰還困難区域を含む放射線量の高い地域での事業であり注目されています。各種ガイドラインに沿った上で十分に注意しながら実施していただきたいと思います。また今後、環境保全措置に関するフォローアップも重要であり、適時確認していきたいと思います。他に意見がなければ以上で本件の審議を終わります。

(2) 新ごみ焼却施設整備事業環境影響評価書(補正後)について(事業者による説明、質疑応答等)

平成31年2月14日に評価書に対する知事意見を通知し、知事意見をふまえて補正した評価書について事業者から説明があり、その後、質疑応答が行われた。その概要是次のとおりであった。

(須藤専門委員)

確認のために質問します。時期は異なりますが、新ごみ焼却施設、新し尿処理施設、新リサイクルセンターが更新される計画となっているので、事後調査結果はこの3施設に関する調査結果をまとめて報告するということですか。また、調査結果はどの程度の頻度で報告されますか。

(事務局)

福島県環境影響評価条例の対象事業が新ごみ焼却施設のみなので、事後調査は新ごみ焼却施設について1回実施することになります。

(稻森委員)

今回更新される全施設の更新スケジュールが分かりやすい表現になっているとより適切だと思います。

(事務局)

今回は補正後の評価書であり内容が確定しているので、ご指摘の内容については事後調査報告書に記載するようにしていただくよう調整します。

(稻森委員)

評価書として内容の確定は了解し分かりましたが、製本版に1ページ分でよいですの別紙差し込みで上記の内容の追加をお願いいたします。他に意見がなければ以上で本件の審議を終わります。

(3) (仮称)砂欠山太陽光発電事業環境影響評価書（補正前）について（事業者による説明、質疑応答等）

平成31年2月14日に準備書に対する知事意見を通知し、知事意見をふまえて作成した評価書について事業者から説明があり、その後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(事務局)

資料番号8-2の県知事意見に対する事業者見解については資料を読んでいただき質問があれば後日事務局までお知らせください。なお、評価書が提出されたばかりなので、評価書に対する各委員の質問は後日とりまとめます。

(稻森委員)

知事意見答申案において、放射線量や廃棄物についての見解も記載されているので、特に意見がなければ本件の審議を終わります。

(4) (仮称)西郷村台上地区太陽光発電事業環境影響評価準備書について（事業者による説明、質疑応答等）

事業者が同準備書の概要説明及び事前に審査会委員から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(川越委員)

地下水への影響を監視するためにモニタリング用の井戸を掘削するとのことでした。地表から地下5メートル程度は関東ローム層が存在するので透水性が小さいという説明がありました。造成工事により切土するので関東ローム層がかなり薄くなると思います。また、工事で沢を埋め立てる等により、地下水への影響が懸念されます。

(事業者)

過去にボーリング調査を実施した結果、黒ボク土と関東ローム層の分布として浅い区域では地下5メートル、厚い区域では地下10メートルでした。造成工事では、主に黒ボク土と関東ローム層を切土、盛土しますので影響は小さいと考えていますが、現在使用されている井戸への影響が発生した場合は代替井戸の掘削等を想定しています。

(川越委員)

補償も想定しているということであれば結構です、しっかり影響を調査してください。

(由井委員)

質疑応答の資料について。西側牧草地に太陽光パネルを設置しない理由として牧草地所有者が継続して使用するためということは了解しました。

一方、事業者回答において、「対象事業実施区域は事業用地の追加等を想定して広範囲となっている」とのことですが、今後、太陽光パネル設置面積を増やす可能性があるということですか。

(事業者)

環境調査等を実施するうえで、実際の太陽光パネル設置面積より広範囲の事業用地を取得しました。太陽光パネルを設置する面積が現在の計画より拡大することはありません。

(由井委員)

分かりました。また、対象事業実施区域内のアカマツ林 95.84 ヘクタールを 45.71 ヘクタール伐採する計画になっています。松食い虫の被害を拡大させないために夏季は伐採できないことになっているので、森林保全部局の指導を受けて適切な対応をとってください。

(事業者)

分かりました。

(伊藤委員)

太陽光パネルの設置により最大 3℃ 気温が上昇するとの説明がありましたが、緑地帯を通過するとどの程度気温が低下するのでしょうか。

(事業者)

適切な計算条件をもとに予測できるとは思いますが、公的な評価方法が確立されていないと認識しています。今回の内容は、他事業での予測結果を参考にしました。

(伊藤委員)

分かりました。

(山本委員)

土地利用計画に保安林が示されていますが、道路沿いに並木を作るのですか。

また、対象事業実施区域内に住宅があるので、事業により住宅周辺の環境が大きく変わることによって、住民の方々へ影響が生じると思います。このため、あらかじめ住宅周辺の植栽を工夫するなど、各住宅からの景観については十分に配慮していただきたいです。

(事業者)

本計画では住宅から太陽光パネルまでの離隔を十分に確保することにしていますが、

事業区域境界フェンス沿いに植栽を施す等の対応を考えています。

(稻森委員)

本事業では広大な森林を伐採し、伐採木が 73,000 立法メートル発生するなど自然環境を大規模に改変する計画です。このような点を十二分に配慮した上で、廃棄物等の有効利用についてはしっかりと取り組んでください。くれぐれも、伐採木を現場内に野積みするようなことは避けてください。

(須藤専門委員)

本事業により温室効果ガスが低減されるということをより分かりやすく主張することが必要だと思います。

(事業者)

伐採木をバイオマス発電の燃料として利用する等、有効利用の方法を検討していくたいと考えています。

(由井委員)

事後調査結果については、他の太陽光発電事業計画を評価する際の参考にもなるので速やかに県へ報告してください。

(事業者)

分かりました。

(稻森委員)

他に意見がなければ本件の審議を終わります。

(5)(仮称)松川水原太陽光発電事業環境影響評価準備書について(事業者による説明、質疑応答等)

事業者が同準備書の概要説明及び事前に審査会委員から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(稻森委員)

伐採した木をチップにして事業地内の地表に敷くということですね。以前の審査会で、伐採木を堆肥にするという話がありましたが、検討状況はいかがですか。

(事業者)

事業実施区域の放射線量は高くないですが、伐採木を事業区域外に搬出することについて心配する意見があつたため、現地で再利用する計画です。堆肥化については採算が

合わないため見合せました。また伐採木をチップにして現場に散布することに関する廃棄物処理法上の取り扱いについては所管当局と協議します。

(稻森委員)

分かりました。他に意見がなければ本件の審議を終わります。

(6) (仮称)相馬山上太陽光発電事業に係る第二区分事業届出書について（事業者による説明、質疑応答等）

事業者から事業概要の説明があり、その後質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(川越委員)

先日現場を確認しました。盛土量が多く、湿地帯になっているので工事の安全対策を徹底してください。また、現場には湧水点が複数確認されたので、工事の際にできるだけ保全して事業を進めていただきたいと思います。

(伊藤委員)

事業について周辺住民等への説明は済んだのですか。またどのような意見がありましたか。

(事業者)

地区の自治会、森林組合、漁業協同組合へ説明しました。下流側にあるサケの孵化場があるので影響がないようにしてほしいという意見がありました。漁業協同組合と今後も協議して水質、水量のモニタリングを実施しながら環境保全措置を講じます。

(井上専門委員)

現地の放射線量はどの程度ですか。

(事業者)

対象事業実施区域内の20地点で空間線量率を測定した結果、毎時0.4マイクロシーベルト以下であり、土壤中の放射性物質濃度は4000ベクレル／kg程度でした。

(須藤専門委員)

住民説明会において、住民から水源への影響を心配する意見は出ましたか。

(事業者)

住民から意見は出なかったですが、相馬市役所から相馬市水道水源保護条例の水源保護地域に該当する所以最大限配慮するようにとの意見がありました。

(稻森委員)

各委員の意見も参考にして環境保全措置をしっかり講じてください。他に意見がなければ本件の審議を終わります。

(7) 会津若松ウインドファーム事業事後調査報告書について（事業者による説明、質疑応答等）

平成29年8月4日から9月4日まで縦覧した事後調査報告書の概要について事業者から説明があり、その後質疑応答が行われた。

(稻森委員)

当審査会でのフォローアップの一環として事業者さんに説明いただきました。これからのモデルともなると思いますが、発電所の稼働率はどの程度ですか。また電力の買取価格はいくらですか。

(事業者)

年によって異なりますが、平均して稼働率30%程度です。買取価格は1キロワット当たり24円です。

(由井委員)

事後調査の結果、鳥類やコウモリ類の衝突死が確認されなかったとのことです、藪などにより踏査できなかった区域の割合はどの程度ですか。

(事業者)

尾根部に風車を建設しているので、踏査できる範囲は風車ヤードと工事用道路です。風車から半径120メートルの区域に対する踏査割合は10%以下となっています。

(由井委員)

事後調査については、通常、藪の範囲も含める必要があるので、この点は注意が必要です。クマタカについて、風力発電所運転開始後の飛翔経路を観測していますか。

(事業者)

飛翔経路は観測していません。死骸調査、営巣地調査を実施した結果、風車の存在による影響はなかったという結論です。

(濱田委員)

騒音の測定時に風力発電機を停止したことですが、停止方法を教えてください。

(事業者)

遠隔操作によりブレードの角度を変えて徐々に減速させ、最後はブレーキをかけて停止させます。完全に停止するまでに10分程度かかります。

(稻森委員)

再生可能エネルギーは出力が不安定な電源ですが、安定電源とのバランスをとりながら事業を推進していただくようお願いします、以上で本件の審議を終わります。

(8) (仮称)川内鬼太郎山風力発電事業環境影響評価準備書に対する環境影響評価法第20条第1項の意見に係る答申（案）

審査会構成員等からの意見をふまえて作成した答申案について、資料に基づき事務局から説明を行った。

(井上専門委員)

放射線の量について、行政機関が策定しているガイドライン等に準拠する旨の内容を含めるようにしてください。

(事務局)

承知しました。

(9) 廃棄物焼却施設更新事業環境影響評価書（補正前）に対する福島県環境影響評価条例第22条の2第1項の意見に係る答申（案）

(10) 渡辺最終処分場第3期計画環境影響評価準備書に対する福島県環境影響評価条例第20条第1項の意見に係る答申（案）

(11) (仮称)玉野太陽光発電事業環境影響評価準備書に対する福島県環境影響評価条例第20条第1項の意見に係る答申（案）

(12) (仮称)七ヶ宿長老風力発電事業環境影響評価方法書に対する環境影響評価法第10条第1項の意見に係る答申（案）

(13) (仮称)佐原太陽光発電事業環境影響評価方法書に対する福島県環境影響評価条例第11条第1項の意見に係る答申（案）

審査会構成員等からの意見をふまえて作成した上記5答申案について、資料に基づき事務局から説明を行った。

(稻森委員)

事務局担当者から、環境保全上の意見である答申案に、再生可能エネルギーを推進する固定価格買取制度（FIT）という文言を入れることは控えたほうがよいとの説明がありました。しかし、現実的な状況において、固定価格買取制度が再生可能エネルギーの普及に必要な政策上の制度であり、本制度により事業収益が生まれなければ適切な環境

保全措置も取れないことに留意して適正に対応を図る必要があります。

また、福島県の自然環境を改変して建設する再生可能エネルギー施設は、環境保全上・エネルギー政策上等において有効に利用されるべきであり、そのような主旨の文章は答申案に記載しておくべきであると考えます。

(事務局)

この点については後日整理させていただきたいと思います。

(14) SGET 原町南メガソーラー発電所に係る第二区分事業届出書に係る審査書(案)

(15) トーエネック本宮太陽光発電所に係る第二区分事業届出書に係る審査書(案)

(16) (仮称)相馬山上太陽光発電事業に係る第二区分事業届出書に係る審査書(案)

審査会構成員等からの意見をふまえて作成した上記3件の審査書(案)について、資料に基づき事務局から説明を行った。

(稻森委員)

3件については、条例に基づく手続きは不要であるが、事業者さんが自主的な簡易環境影響評価を実施し、その結果を報告していただくということであり、適当であると思います。他に意見がなければ本件の審議を終わります。

(17) 新ごみ焼却施設整備事業環境影響評価書(補正後)に係る確認書(案)

(18) 会津若松ウインドファーム事業環境影響評価事後調査報告書に係る確認書(案)

上記2件の内容について確認した結果を事務局から説明した。

(稻森委員)

特に意見がなければ本件の審議を終わります。

(19) その他

○今後の予定について

■閉会